

裁 決

審査請求人

処分庁 丸亀市福祉事務所長

審査請求人が平成 19 年 5 月 21 日付けで提起した生活保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、平成 19 年 5 月 11 日付け丸福保第 337 号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求の主な理由は、審査請求書等によれば次のとおりである。

[REDACTED]

第 2 認定事実

当庁が調査をしたところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 19 年 4 月 26 日、[REDACTED] として、請求人の妻（以下「妻」という。）と 2 人世帯で、処分庁に対して、生活保護申請を行った。
- (2) 生活保護申請の際、妻から [REDACTED] 旨の要望がなされたので、処分庁は、検討する旨回答した。また、処分庁の生活歴の聞き取りに際し、妻が学歴等に関して、聞き取りに応じないということがあった。
- (3) 平成 19 年 5 月初旬、処分庁は、妻に対し、検討の結果、扶養義務者への照会は必要である旨回答したが、同意は得られなかった。
- (4) 平成 19 年 5 月 9 日、妻から、再度、[REDACTED] 旨の要望がなされたので、処分庁は、再度検討した結果、扶養義務者への照会が必要ということになれば同意してもらえるかどうかを尋ねたところ、妻は同意できない旨回答した。
- (5) 平成 19 年 5 月 11 日、処分庁は、扶養義務者への照会を拒まれるため、資産、能力その他あらゆるものの活用が不十分であると判断し、請求人に対し、同日付けの保護申請却下通知書を配達証明郵便で郵送した。

申請却下の理由は「生活保護法（以下「法」という。）第 4 条により、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるが、あなたは扶養義務者照会について頑なに拒否し、生活保護の要否判定に必要な書類作成における生活歴の聞き取りの際にも一部黙秘をするなど、資産、能力その他あらゆるものの活用が不十分であると判断した。」である。

第 3 判断

- (1) 生活保護制度の基本原理の 1 つである「保護の補足性の原理」については、法第 4 条第 1 項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」、同条第 2 項に「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されており、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものである。

ただし、扶養義務者の扶養については、生活保護手帳（別冊問答集）1993 の第 4 扶養義務の取扱い〈生活保護と私的扶養〉で、次のように定められている。

公的扶助（生活保護）と私的扶養（扶養義務）との関係をどう整理するかは、私的扶養の果たす社会的機能の変容につれて時代とともに変化するものであり、現行の法では、旧生活保護法のように私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶助を受ける資格を与えないというのではなく、現実には扶養義務が履行される可能性があるときのみ扶養請求権の行使を受給要件としてとらえる立場を採っている。

扶養請求権は、法第4条第1項にいう「資産、能力、その他あらゆるもの」の中に当然含まれるもので、それは「利用し得る」ものである限り、それを「最低限度の生活維持のために活用する」ことが保護の受給要件となることは、資産や能力の場合と全く同様である。したがって、「利用し得る」ものとしての扶養請求権がどのような状況で行使されれば「活用」といえるかは、私的扶養の果たす社会的機能や扶養に対する国民意識がその時々社会によって変わっていくものであり、国民生活や国民意識の変化に即して判断していくこととなるのである。

なお、法第4条第2項の規定は、国家責任に基づき必要な保護を行うとした法第1条との関連で、従来から議論が多かった私的扶養についてそれが法第1条の規定にもかかわらず、公的扶助に優先することを宣言的に規定したものと解すべきである。

さらに、法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第4によれば、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養その他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」とされている。

(2) 以上のことから、本件処分の適否について検討する。

処分庁は、扶養義務者の扶養を、最終的には法4条第1項の保護の要件と考え、請求人が扶養義務者照会を拒否したことが、保護の要件を欠くものと判断し、本件処分を行ったものであると認められる。

しかし、上記第3(1)のとおり、生活保護制度における扶養義務の取扱いの考え方は、たしかに扶養義務者の扶養は、生活保護に優先されるべきものであるが、それは、現実に扶養義務が履行される可能性があるときにのみ扶養請求権の行使を受給要件としてとらえるものであることから、ただちに保護の受給要件となるものではない。

したがって、扶養義務者の扶養は、生活保護に優先されるべきものであるが、保護の申請のあった要保護者から、扶養義務者照会に協力等が得られない場合は、要保護者が他の要件を全て満たしていれば、保護を開始し、あらためて、被保護者に対して生活保護制度の趣旨を説明し、理解を求め、被保護者から、扶養義務者の状況等を十分聞き取り調査したうえで、次官通知及び法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号 厚生省社会局長通知）等に基づき、実施すべきである。

そうすると、処分庁が、保護の開始の申請にあたって、請求人世帯が扶養義務者
照会に応じないことをもって、保護の要件に欠けると判断して行った本件処分は、
妥当であったとは認められない。

(3) よって、処分庁が行った本件処分は、不当であるので、本件処分を取消すもので
ある。

第4 結論

本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、
主文のとおり裁決する。

平成19年7月6日

審査庁 香川県知事 真鍋 武紀

